

鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）原採種ほ設置要領

（目的）

第1 主要農作物のうち稲、麦及び大豆の優良な種子の確保及びその円滑な流通を促進するため、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、この要領に定めるところにより、指定原種ほ場及び指定種苗生産ほ場（以下「原採種ほ」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

（種子の需給等に関する協議）

第2 鹿児島県米・麦等対策協議会種子部会（以下「種子部会」という。）は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を県に報告するものとする。

- （1）年間の種類別及び品種別の種子の需給見通しに関する事項
- （2）種子の生産流通に関する事項
- （3）種子の備蓄に関する事項
- （4）その他種子の安定的な供給に関する事項

（種子計画の策定）

第3 知事は、種子部会からの報告に基づき県種子計画を策定するものとする。

2 知事は、策定した県種子計画を種子部会に通知するものとする。

（種子生産の契約）

第4 県は、県種子計画に基づき、指定原種ほ場の選定及び原種生産の委託を内容とする契約を、市町村を經由して、各種子生産組合等と締結するものとする。

2 種子部会は、県種子計画に基づき、指定種苗生産ほ場の選定並びに一般種子生産の委託を内容とする契約を、各種子生産組合等と締結し、知事に報告するものとする。

（経営主体）

第5 原採種ほの経営は委託契約に基づく受託者の直営を原則とするが、現地経営者を定めて経営させる場合は、責任者を定め、これを管理にあたらせるものとする。

（原採種ほの設置条件）

第6 原採種ほの設置に当たっては、下記の条件により選定するものとする。

1 自然条件

- （1）気象、土壌、用水等の自然条件が、生産しようとする品種の栽培に適した地域内には場があること。
- （2）周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から種子の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。

2 経済的条件

- （1）交通は便利で、衆目に触れやすく、普及上優位な場所にあり、管理にも便利なこと。
- （2）農家の経営規模経済力が、その地方の標準以上であること。
- （3）種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

3 技術的条件

- (1) 採種技術を有する者の経営するほ場であること。
- (2) 採種事業に熱意を有する者の経営するほ場であること。
- (3) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等の適切な管理が可能なほ場であること。

(原採種ほの経営管理)

第7 原採種ほの経営は、別に定める栽培基準によるものとする。

(原原種・原種の供給)

第8 原種の生産に用いる種子は、県が斡旋する原原種又はこれに準ずるものとする。

- 2 一般種子の生産に用いる種子は、原種ほ場から生産された原種又は知事が特に承認したものとする。

(収穫、調整及び保管)

第9 収穫調整に当たっては、刈取り、乾燥、脱穀等について十分注意し、品質の保持、異品種の混入することがないように措置するものとする。

(原採種ほの指定手続き)

第10 指定原種ほ場を設置しようとする者は、市町村を經由して、指定原種ほ場の指定を指定原種ほ場指定申請書（別記様式第1号）により、知事に申請するものとする。

指定手続きは、指定原種ほ場を設置しようとする者が組織する団体（以下「種子生産組合」という。）が取りまとめて請求できるものとし、この場合、指定原種ほ場指定申請委託者別明細書（別記様式第2号）を添付できるものとする。

- 2 指定種苗生産ほ場を設置しようとする者は、種子部会を經由して、指定種苗生産ほ場の指定を指定種苗生産ほ場指定申請書（別記様式第1号）により、知事に申請するものとする。

指定手続きは、種子生産組合が取りまとめて請求できるものとし、この場合、指定種苗生産ほ場指定申請委託者別明細書（別記様式第2号）を添付できるものとする。

- 3 知事は、原採種ほの指定をしたときは、申請時に經由した機関を經由して、当該申請者に対し指定書（別記様式第3号）を通知する。
- 4 指定を受けたほ場について、気象災害等やむを得ない事情がある場合には、その指定の取り消しを受けることができるものとする。

(その他)

第11 知事は、条例第8条の2の規定により、知事以外の者が経営するほ場を指定原原種ほ場として指定し、原原種ほ場を設置する場合は、第4条から前条までの規定について準用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年3月15日 一部改正

別記様式第 1 号

指定原種ほ場（指定種苗生産ほ場）指定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第 8 条第 2 項（第 5 条）の規定による指定原種ほ（指定種苗生産ほ場）の指定を受けたいので申請する。

記

別添のとおり

2 指定種苗生産者の農業経営規模、主要農作物（稲、麦及び大豆）の採種に関する経験並びに採種のために利用する施設及び機械

経営者氏名	ほ場番号	水稲作付面積 (a)	その他主要な 経営類型の規模 (種別, a・頭)	農業従事者 (人)	採種に関する 経験 (年)	採種のために 利用する 施設及び機械 の名称等
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			

注1) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載すること。

注2) 1及び2のほ場番号は一致させ、各経営者ごとに記載すること。

注3) 2の「その他主要な経営類型の規模」については、主要農作物（麦・大豆）の作付面積は必ず記載することとし、それ以外は、当該経営者の経営上、主要なものを記載すること。

注4) 別添については、電磁的方法によって記録したディスク等により提出して構わない。

別記様式第2号

指定原種ほ場（指定種苗生産ほ場）指定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

（種子生産組合長）

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第8条第2項（第5条）の規定による指定原種ほ（指定種苗生産ほ場）の指定を受けたいので申請する。

記

（添付書類）

1 指定原種ほ場（指定種苗生産ほ場）指定申請委託者別明細書

2 指定種苗生産者の農業経営規模、主要農作物（稲、麦及び大豆）の採種に関する経験並びに採種のために利用する施設及び機械

経営者氏名	ほ場番号	水稲作付面積 (a)	その他主要な経営類型の規模 (種別, a・頭)	農業従事者 (人)	採種に関する経験 (年)	採種のために利用する施設及び機械の名称等
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			
			麦 a 大豆 a			

注1) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載すること。

注2) 1及び2のほ場番号は一致させ、各経営者ごとに記載すること。

注3) 2の「その他主要な経営類型の規模」については、主要農作物（麦・大豆）の作付面積は必ず記載することとし、それ以外は、当該経営者の経営上、主要なものを記載すること。

注4) 別添については、電磁的方法によって記録したディスク等により提出して構わない。

